平成２２年（フ）第８６号
愛知県犬山市大字上野字向米野1064番地　上野ハイツ203
債務者　山田　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９０号
愛知県知立市牛田町尼子田４番地４
債務者　田島　輝行
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
愛知県豊田市平芝町４丁目７番地１　パルコス平芝502号
債務者　稲吉　由美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２号
兵庫県宍粟市山崎町下宇原112番地２
債務者　岡部　秀明
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第３号
兵庫県たつの市龍野町片山117番地
債務者　竹内　照夫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第８号
兵庫県宍粟市山崎町山崎460番地２
債務者　高橋　由美（旧姓植野・佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６１号
岡山県倉敷市宮前419番地88サニーハイツ201
債務者　合田　昌洋
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
岡山県倉敷市稲荷町４番30号
債務者　藤田　康弘
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
香川県高松市香西北町32番地５
債務者　田村　隆一
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２１４８号
福岡市中央区福浜２丁目６番６―408号
債務者　坂田　佳子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４８９号
福岡市東区御島崎１丁目20番203号
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８９号
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目20番１―208号
債務者　吉浦　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０９９号
福岡市東区和白４丁目３番29―204号
債務者　渡部　文子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２２５号
福岡市早良区有田６丁目５番29号
債務者　川内　　進
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４２９号
福岡県糸島市前原中央２丁目３番35号
債務者　田中　典幸
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４号
福岡県筑紫野市塔原東４丁目５番１―202号
債務者　松尾登志矢
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１号
福岡市東区和白丘２丁目３番48―412号
債務者　三代　留美
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４号
福岡市南区高木２丁目26番７号
債務者　上松　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部